

## 屋根工事の「点検商法」

【問】先日、突然自宅に工業者が来て「近くのマンションから、お宅の家の屋根瓦がずれているのが見えて、気になったので確認に来た。点検は無料なので心配ない」と言い、用意していたはしごで屋根に上っていった。しばらくして下りてくると、タブレット端末で撮影したという写真を見せられ「複数の瓦にひびが入っていた。屋根も少し浮いているようだ。そのまま放っておくと雨漏りする。また、瓦が飛んでしまうと、近所に迷惑をかけてしまう」等と、不安をあおるような説明を繰り返すばかりであった。

私の自宅の屋根の修理は、2年前に知り合いの工務店で作業をしてもらったことを工業者に伝えると、「違う家の屋根の写真を見せてしまった。マンションから見えたのは別の家の屋根で、勘違いしていた。お宅の屋根は問題なかった」と言って帰って行った。

私はトラブルに遭わずに済んだが、高齢者宅を狙って訪問しているに違いない。

高齢者がトラブルに遭わないためには、どのようなことに注意すれば良いか教えてほしい。

(70歳代男性)

## 偽の写真見せて不安あおる

### ～「保険金がおりの」の誘い文句に注意～

【答】「点検商法」とは、「近所で行っている工事の挨拶（あいさつ）に来た」「屋根瓦がずれているのが見えた」などと言って突然訪問し、「無料で点検してあげる」と言って点検した後、「このままだと雨漏りする、瓦が飛んで大変なことになる」などと不安をあおって工事の契約をする手口です。特に高齢者に注意してほしいトラブルです。

「無料で点検する」などと訪問してくる事業者への対応策は、次の通りです。

- ①突然訪問してきた業者には、安易に点検させないようにしましょう。
- ②「雨漏りがする」などと言われても、事業者の話をうのみにせず、現況写真だと言ってひび割れた屋根瓦の写真を見せられたとしても、本当に自分の家の写真かどうか、冷静になって確認しましょう。
- ③突然に訪問してきた業者から契約を急かされても、その場で契約することなく、別の専門家等に確認して、複数の見積もりを取るようにしましょう。
- ④「保険金で自己負担なく工事ができる」と勧誘されても、実際に保険金が支払われるかは分かりません。また、保険金の請求は加入者自身で行うことが基本です。保険金の申請については、業者ではなく、必ず契約している保険会社、または代理店に直接尋ねましょう。
- ⑤もし、勧誘してきた業者と契約を交わしてしまった場合は、必ず契約書面を受け取り、「クーリング・オフ」等の記載事項も確認しましょう。

### 【筆者ひとこと】

訪問販売で契約した場合は、契約書を受け取った日から8日間はクーリング・オフ(無条件解約)が可能です。事業者との契約で不安に思った場合や、クーリング・オフの手続き方法がわからないときは、最寄りの消費生活センター等にご相談ください。

(県消費生活センター)